

総説

障害のある子どもを対象にした放課後等デイサービスに関する調査研究の文献検討

泉 宗 孝^{*1}

要 約

本稿は、障害のある子どもの放課後等デイサービスに関する調査研究を検討したものである。本稿は、現在までの障害のある子どもの放課後生活に関する調査研究の目的、対象、方法、成果、課題等を整理した。文献を放課後等デイサービス実施の前後に分け、さらに調査対象に着目し、サービス利用者を対象とした調査研究と、支援者を対象とする調査研究に分け、放課後等デイサービスのニーズや支援内容等について検討を行うことによって、今後の放課後等デイサービスに関する研究課題を明確にすることを目的とした。

文献の検討・分析を行った結果、放課後デイの専門性について検討するためには、サービス利用者や支援者を対象としたインタビュー調査を実施する必要がある。さらに、その結果をふまえ、サービス利用者である保護者を対象に質問紙調査を実施し、「子どもの発達支援に関するニーズ」と「放課後デイにおける保護者支援に関する保護者ニーズ」を明らかにし、実態調査をより発展させた「仮説検証型研究」を進めていくことが今後の研究課題であると言える。

1. 緒言

障害のある子どもを対象とした放課後対策は、放課後等デイサービス事業が制度化されるまでは、学童保育（現：放課後児童クラブ）や、児童デイサービスなどで実施されていた。

学童保育は、1998（平成10）年4月から、児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」の施行に伴い、放課後児童クラブとして実施されたが、特別な支援を必要とすることの多い障害のある子どもの受け入れは進まなかった。2001（平成13）年の障害児受入促進試行事業や、2015（平成27）年の障害児受入強化推進事業、2017（平成29）年の障害児の人数要件の緩和と医療的ケア児受入れの看護職員の配置に対する費用補助の開始などから、障害のある子どもの受入れクラブ数及び受入れ児童数は年々増加している。2017（平成29）年では、それぞれの調査開始時と比較すると、障害児受入れクラブ数が約3.4倍、障害児数が約3.9倍に増加している¹⁾。しかし、放課後児童クラブは、保護者の就労等が利用条件と

なるため、就労をしていない、もしくは、就労することができない状況の家庭は利用することができないという課題がある。

一方、障害のある子どもを主な対象とした放課後対策として利用されていた児童デイサービスの前身は、「心身障害児通園事業^{†1)}」である。1998（平成10）年に「障害児通園（デイサービス）事業^{†2)}」と名称変更となり、対象児はそれまでの未就学児に加え、障害のある小学生まで拡大され、放課後生活への支援にも利用されるようになった。2003（平成15）年には支援費制度の導入により、「児童デイサービス事業」と名称変更となった。2005（平成17）年4月には、障害のある子どもの放課後対策と、その保護者の就労支援という課題に対応するかたちで、障害のある中高生を対象とした「障害児タイムケア事業」が国庫補助事業として始まった。これにより、障害のある子どもの放課後対策は、小学生の場合は児童デイサービス、中高生の場合は障害児タイムケア事業と異なる制度で行われることとなった²⁾。

*1 新見公立大学 健康科学部 地域福祉学科

（連絡先）泉宗孝 〒718-8585 岡山県新見市西方1263-2 新見公立大学

E-mail: munetaka.izumi@niimi-u.ac.jp

2006（平成18年）年4月に一部施行された障害者自立支援法では、児童デイサービスを2種類に分類した。障害のある就学前の子どもに対しての療育を目的とする児童デイサービスⅠ型と、障害のある就学した18歳までの子どもの預かりを目的とする児童デイサービスⅡ型である。2006（平成18）年10月からの障害者自立支援法完全施行により、障害児タイムケア事業は市町村の任意事業である「日中一時支援事業^{†3)}」となった。これにより、障害のある学齢児の放課後対策は、児童デイサービスⅡ型と日中一時支援事業という異なる事業によって行われることになった。個別・集団療育が必要であると認められる場合は児童デイサービス、放課後対策・レスパイトが利用理由の場合は、日中一時支援事業で対応することとなった²⁾。

しかし、これらについては児童デイサービスⅡ型の基本報酬が低いことなど課題が多く、「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会(全国放課後連)」から緊急要望書が出され、2008（平成20）年7月22日の「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」においても、障害のある子どもの放課後対策は「放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施することとすべきである」とされた³⁾。そして、2010（平成22）年12月の障害者自立支援法等の改正により、児童デイサービスⅡ型が廃止され、放課後等デイサービス^{†4)}(以下、放課後デイ)が障害児通所支援のひとつとして児童福祉法において法定化され、2012（平成24）年から障害のある子どもの放課後生活への支援を担うこととなった。2015（平成27）年には「放課後等デイサービスガイドライン」において、放課後デイの基本的役割として「子どもの最善の利益の保障」「共生社会の実現に向けた後方支援」「保護者支援^{†5)}」が示され、障害のある子どもとその保護者への支援、放課後デイの多様性を認めると同時に、支援の一定の質の確保が図られた。しかし、厚生労働省の平成28年度全国厚生労働関係部局長会議社会・援護局（障害福祉部）資料では、事業所によっては利益を追求し、人件費の抑制などから、提供するサービスの質が低く、不適切な支援を行う事業所が増えているという指摘もあった⁴⁾。そのため、厳格化の方向性を打ち出し、2016（平成28）年6月の放課後デイの監査の強化等に加え、2017（平成29）年4月には児童発達支援管理責任者の資格要件・人員配置基準の見直し、ガイドラインの順守及び自己評価結果公表の義務付けを定めている。2018（平成30）年には「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定」により、放課後デイの報酬改定が実施され、支援が比較的少ない子どもを集め、ただ

子どもを預かるような質の低い事業所の是正を図った。しかし、報酬改定は、市町村が行なう「指標にもとづく判定」に該当する「特に支援を必要とする障害のある子ども(以下、指標該当児)」の割合によって、事業所の報酬が区分されるため^{†6)}、指標該当児の受入れが少ない事業所は大幅な減収となる。つまり、障害のある子どもの放課後対策について真摯に取り組んでいた事業所についても、減収対象となる改定内容であり、継続的な支援の提供が困難となる事業所も予測される。

また、2016（平成28）年3月7日に厚生労働省から通知された「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」では、家族の就労支援や家族の一時的支援については、放課後デイではなく、障害者総合支援法^{†7)}に規定されている地域生活支援事業の日中一時支援を活用するよう促している。支給量においても原則として各月の日数から8日を控除した日数とし、放課後デイ利用に関しての上限を求めており、「放課後等デイサービスガイドライン」にある「保護者支援」との整合性がとれていない。

上記のように近年、障害のある子どもへの放課後対策やニーズについては目まぐるしく変化している。障害のある子どもの放課後対策は、放課後デイ実施前は放課後児童クラブや児童デイサービスなどを利用してしたが、放課後デイが実施されたことにより、障害のある子どもを主な対象としたサービスが始まった。現在は放課後デイが障害のある子どもの放課後対策の中心的な位置づけであるが、放課後デイが多様な役割を担っているが故に、かえってその役割が曖昧になっているのが現状である。そのためにも、今一度、障害のある子どもの放課後対策のあり方について、放課後デイにおけるサービス利用者と支援者の両者から支援の方向性について検討が必要である。「障害のある子どもと保護者(以下、サービス利用者)」のニーズや、「障害のある子どもの放課後活動への支援を提供するグループスタッフや事業所職員、特別支援教育機関の教員、自治体の職員(以下、支援者とする)」の抱える課題などを整理する必要がある。そこで、本稿では、現在までの障害のある子どもの放課後生活に関する調査研究の目的、対象、方法、成果、課題等を整理・分析することによって、今後の放課後デイに関する研究課題を明確にすることが目的である。

まず、放課後デイ実施の前後に分け、障害のある子どもの放課後対策について検討を行うことにより、放課後デイ実施前の障害のある子どもの放課後対策や求められていた役割、放課後デイ実施後の

サービス提供の現状や課題などを明らかにする。さらに調査対象に着目し、サービス利用者を対象とした調査研究と、支援者を対象とする調査研究に分け、放課後デイのニーズや支援内容等について検討を行う。

なお、児童福祉法第4条第2項において「障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童」と定義されている。また、発達障害者支援法においては、第2条において、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」としており、第2条2項では、「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいうと定義されている。これらの子どもたちのことを、本論文では、「障害のある子ども」と定義する。

2. 方法

2.1 文献レビューの対象と方法

2021（令和3）年1月現在、論文情報ナビゲーターCiNiiにおいて、①キーワード「放課後等デイサービス」で検索した。その結果、雑誌の特集記事や重複しているものも含め、171件であった。それに加え、類似する②「障害児 AND 放課後」（177件）、③「障害児 AND 学童保育」（88件）を対象とし、各論文で示されている参考文献や引用文献もレビューの分析対象とした。これら①②③：436件の論文について、学童保育・放課後児童クラブに関するものを除き、また、重複している同一の論文などの整理を行い、障害のある子どもの放課後対策と放課後デイに関する87件の先行研究を選出した。さらに、本稿の趣旨と合致しない文献レビュー、総論、実践報告などを除き、調査研究36件の論文を採用した。

この障害のある子どもの放課後生活に関する36件の調査研究について、調査研究の目的、対象、方法、結果、課題等に区分し、表を作成した。また、表を作成するにあたっては、まず、2012（平成24）年の放課後デイ実施の前後に分け、さらに、調査対象に着目し、サービス利用者を対象とした調査研究と、支援者を対象とする調査研究に分けた。そこで、本稿では、①放課後デイ実施前のサービス利用を対象とした調査研究、②放課後デイ実施前の支援者を対象とする調査研究、③放課後デイ実施後のサービス利用を対象とする調査研究、そして④放課後デイ実施後の支援者を対象とする調査研究について検討を

行った。

なお、先行研究の著者名・文献・出版年・引用箇所を明示することによって著作権を侵害することがないように倫理的配慮を行った。

3. 結果

3.1 放課後等デイサービス実施前の調査研究

3.1.1 サービス利用者を対象とした調査研究

表1および表2は放課後デイ実施前のサービス利用者を対象とした調査研究の一覧である。

放課後デイ実施前の障害のある子どもや家族の実態について、黒川⁵⁾は、障害のある子どもたちは放課後、休日や長期休暇中の過ごし方について、鹿児島県下の小・中・高校の障害のある子どもの保護者に質問紙調査を行っている。多くの障害のある子どもたちの放課後の生活は、友だちと遊ぶ子どもは少なく、自宅で家族（特に母親）と、テレビやビデオを見ながら過ごすという実態を明らかにしている。また、肥満など食生活の問題や社会性が養われないなどの問題が生じ、さらに、障害が重いほど、年齢が高くなるほど親だけで抱え込む深刻な実態を示唆している。廣田と桐山⁶⁾は、障害のある子どもと家族の放課後や長期休みの実態や必要な支援を明らかにするために、小学校の心身障害学級（知的障害）または盲・ろう・養護学校の小学部に通う子どもの保護者への質問紙調査を行っている。放課後どこにも通っていない理由は、積極的な理由ではなく、むしろ放課後必要とする時間の過ごし方が、障害により異なることから、集団活動をしていく上で、重度重複障害児をはじめ、現状のサポートの対象から抜け落ちてしまっている層が存在していることから、やむなく「通っていない」ことを明らかにしている。また、保護者の経済状況や家族構成、就労状況、アクセスできる情報、地域の人々の障害への理解、子育てネットワークなどの条件の違いなどによって、障害のある子どもが放課後生活を豊かに過ごす上で差が生じてしまうと指摘している。津止と立田⁷⁾は、学校完全5日制を受け、障害児の放課後の生活や家族負担の実態、放課後保障に関するニーズ把握を目的に、京都の障害児学校、障害児学級、普通学級（小中高）の保護者対象に対し、質問紙調査を行っている。障害のある子どもたちは、平日も休日も母親と過ごすことが多く、テレビやビデオなどの受容的な時間を過ごしており、外出においても親の都合、または提供しやすい活動にあわせた余暇活動であり、子どもの主体的な活動ができる環境が保障されていないと述べている。泉ら⁸⁾は、障害のある子どもの放課後保障のあり方を検討するために、養護

表1 放課後デイ実施前のサービス利用者を対象とした調査研究①

no	著者	表題	目的	期間	対象者・数	方法	要約
1	黒川久美 ⁹⁾	鹿児島県における障害をもつ子どもの放課後生活調査	鹿児島県において、障害を持つ子どもたちは放課後、「どこで、だれと、何を」過ごしているのか、休日や長期休暇中はどうか等、障害をもつ子どもの学校外の生活の実態を明らかにする。	1997年12月～1998年2月	鹿児島県下の小・中・高校の障害児の保護者575名(有効回答率48.5%)	質問紙調査	多くの障害を持つ子どもたちの放課後の生活は、自宅で、家族、とくに母親を相手に、テレビやビデオを見ながら過ごすという、空間的にも、人間関係面でも、また、それに規定されて活動内容上も非常に貧しいものになっている実態が明らかになった。友だちと遊ぶ子どもも少なく、母親の負担が大きい。
2	廣田真紀子 桐山知行 ⁶⁾	東京都八王子市における障害をもつ子どもの放課後生活実態調査報告—学童保育での障害児保育および放課後どこにも通っていない子どもの生活を焦点に	障害児とその家族が放課後や長期休みに直面している困難の実態を明らかにし、どのような支援が必要であるかを考察する。	2000年2月～3月	小学校の心身障害学級(知的障害)または盲・ろう・養護学校の小学部に通う子供の保護者208名(回答数97, 有効回答率46.6%)	質問紙調査	放課後どこにも通っていない理由としては、積極的な理由ではなく、やむなく通っていないケースが多い。また、その子ども、家族、サポートなどの状況により、障害のある子供の放課後生活の豊かさに差が生じている。
3	津止正敏 立田幸代子 ⁷⁾	障害のある子どもと家族の放課後・休日の実態—京都障害児放課後・休日実態調査から—	学校完全5日制を受けて障害児の放課後の生活や家族負担の実態を明らかにする。また、放課後保障に関するニーズ把握を行う。	2002年12月～2003年5月	京都の障害児学校、障害児学級、普通学級(小中高)約3500人の保護者(有効回答673件)。	質問紙調査	子どもたちは、放課後や休日に何らかのサービスを利用しているが、一貫した公的の制度が充足していないため、制度・サービスを多岐に利用することで子供たちの生活が細切れになっている。平日も休日も母親と過ごすことが多く、テレビやビデオが多い。外出も親の都合、または提供しやすい活動にあわせた余暇活動であり、子供の主体的な活動ができる環境が保障されていない。
4	泉宗孝 小池将文 八重樫牧子 ⁸⁾	岡山県における障害児の放課後生活実態に基づく放課後生活保障に関するニーズ調査	障害児の放課後保障のあり方を検討するために、障害児の放課後の生活状況や母親の子育て状況の把握する。	2002年10月	①A養護学校の小中高生の保護者(144名)、②岡山県内の特殊学級親の会(220名)。有効回答率はそれぞれ、①74.3%、②52.7%。	質問紙調査	①養護学校児と特殊学級時の共通の要望として、安心して諸活動に参加できるよう指導員・ボランティアの確保充実、②養護学校児には、家族の負担を軽減するための送迎サービスの提供、③特殊学級時には障害児学童保育とはまた別に、健常児との交流の場もニーズとしてある。
5	鈴木庸裕 ⁹⁾	特別なニーズを持つ子どもの地域生活支援をめぐる課題 福島での障害児学童保育の取り組みを通じて	アンケートを中心に学齢期の地域生活支援のあり方について論じていく。	2003年7月～9月	ふくしま地域生活支援ネットワーク会員や協力者129名。	質問紙調査	進学・進路の移り目の時期に固有な「つなぎ」が必要である。サポートや相談、ケアには、相手の具体的な相談内容の奥に隠れた幅広い、あるいは次元の異なる多様なニーズへの応答が求められる。

学校児の母親と特殊学級時の母親を対象に質問紙調査を行っている。養護学校、特殊学級のいずれも、放課後に「自宅」で過ごす子どもが多く、活動場所が限定されているとした。また、障害のある子どもは放課後に家族以外の人間と接する機会が少なく、学校以外では「ひとり」で過ごすことが多くなるため、容易に楽しむことのできる「テレビ・ビデオ」が放課後生活の遊びの中心になっていると述べている。鈴木⁹⁾は、障害のある子ども(2歳～20歳)の保護者に対して、質問紙調査を行い、障害のある子どもの平日・放課後・帰宅後の居場所は「自宅」が87.6%と圧倒的に多く、多くの困難を抱えていることを示唆している。丸山¹⁰⁾は、放課後・休日支援の実態を明らかにすること、子どもと家族にとって必要な放課後・休日支援の内容を明らかにするために、障がいのある子どもの放課後・休日支援に関する保護者を対象とした質問紙による全国調査を行っている。様々な種類の放課後・休日支援の活用が進みつつあること、そのなかで子どもの生活と発達に積極

的な変化が生まれているとしているが、放課後・休日支援がいまだに量的に不足していることを課題として報告していた。これらの文献は共通して、障害のある子どもの放課後生活は、「自宅」で過ごすことが多く、保護者(特に母親)以外の人間と関わるのが少ないことや、「テレビ・ビデオ」が主な活動内容となるなど、活動内容の選択肢の幅が狭いことを報告していた。

障害のある子どもの保護者負担について、泉⁸⁾は障害のある子どもは放課後に「自宅」で過ごす子どもが多く、特に子どもと過ごす場合の多い母親への子育て負担が大きいため、就労や社会参加は困難であるとし、鈴木⁹⁾も障害のある子どもの母親の就業状況について、7割弱の母親は仕事に就いていないが、そのうちの78.9%は「今後仕事をしたい」という希望があったとし、障害のある子どもの母親は、就労希望があっても就労できない現状を報告していた。また、丸山¹⁰⁾は保護者にとって、送迎の負担や経済的な負担が大きいことを課題として述べて

表2 放課後デイ実施前のサービス利用者を対象とした調査研究②

no	著者	表題	目的	期間	対象者・数	方法	要約
6	丸山啓史 ¹⁰⁾	障害のある子どもの放課後・休日支援の現状と課題 —保護者対象全国調査より—	放課後・休日支援の実態を明らかにすること、子どもと家族にとって必要な放課後・休日支援の内容を明らかにすることである。	2007年11月～2008年2月	小1～高3の子どもをもつ保護者、全国放課後連にかかわりのある団体から保護者（有効回答数は4539）。	質問紙による全国調査	放課後・休日の活動にふさわしい実践の共有が必要。求められているのは、単なる「預かり」「見守り」ではない。「訓練や指導」の意味が狭く理解されるならば、放課後・休日の活動において生活スキルや社会スキルの獲得などが一面的に重視されることにもなりかねない。
7	田中千鶴子 濱邊富美子 依積田ゆかり 菅原スミ 三宅捷太 ¹²⁾	医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）と家族が求める在宅支援の現状と課題（第2報）—横浜市内におけるサービス（日中一時支援、短期入所）利用の調査から—	医療的ケアの必要な重症児（者）を介護する家族のレスパイト支援（日中一時支援休業；不定期の施設の日中一時利用、短期入所）および急を要するときのサービス利用の調査から、医療的ケアの問題状況や本人と家族が求める支援について考察する。	2008年3月	在宅生活をおくる横浜市内の医療的ケアの必要な重症心身障害児・者の母親（142人、回収率38.3%）。	質問紙調査	在宅生活をおくる医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）の在宅支援、特にレスパイトや急を要するときのサービス利用状況と課題を明らかにした。介護負担の軽減や病気の快復・休養、外出など家族にとってのメリットと本人のQOLの向上など約6割が利用してよかったと評価した。一方で、空気がない、医療的ケアに対応できないなどの理由で約半数に断られた経験があった。また、利用方法、回数の制限、介護の質の問題などが指摘されており、日中一時支援、短期入所は、在宅生活を続けるための重要な支援として、量的・質的な充実が急務である。
8	丸山啓史 ¹¹⁾	学童保育の対象学年・入所要件が障害児と保護者の生活に及ぼす影響	学童保育の対象学年・入所要件が障害児と保護者の生活にどのような影響を及ぼしているかを明らかにする。	2009年10月～2010年1月	大阪X市内に在住する障害児（小1～高3）の保護者203名。 保護者18名	質問紙調査 半構造化のインタビュー調査	学童保育に通えなくなることで、子どもの放課後・休日の生活が、子どもの実態、家族のあり様、社会資源の状況に左右されやすくなる傾向が把握された。通えなくなることは、生活の幅を狭くしている。同時に母親の就労にも影響を及ぼしている。就労形態を変えたり、やめたりしている。保護者の自己実現の問題と経済的困難をもたらす可能性がある。子どもの権利条約を保障されていないのも問題である。課題としては、医療的ケア時の受入れが難しいことなど。
9	清水通 池本喜代正 ¹³⁾	障害児学童保育に対する保護者の意識及びニーズの実態	障害児学童保育の成り立ちの背景や運営形態等が異なる地域を比較することで、地域における障害児学童保育へのニーズ・意識を明らかにし、地域の実情に合った障害児学童保育の在り方を探る。	2011年10月～11月	栃木県宇都宮市在住で日中一時支援事業を利用する保護者については58部が回答。東京都・埼玉県は障害児学童保育を利用する保護者については46部の回答。	質問紙調査	共通した学童保育に対する意識として、安心・安全に子どもを学童保育に預けられることについては、「指導員の十分な人数の確保」であった。「就労の有無に関わらず利用できること」というニーズが高く、「障害児の学童保育には、レスパイトの役割だけではなく、保護者の就労保障もニーズとして考えなければならない」としている。

いる。丸山¹¹⁾は、学童保育の対象学年・入所要件が障害児と保護者の生活にどのような影響を及ぼしているかを明らかにするために、大阪X市内に在住する障害のある子ども（小1～高3）の保護者に対し、質問紙調査及びインタビュー調査を実施している。子どもが学童保育に通えなくなることは、子どもだけでなく、家族全体の生活の幅を狭くするとし、特に母親の就労に影響を及ぼしていると述べている。就労形態の変更や、退職などのケースもあり、保護者の自己実現の課題と同時に、経済的な問題が生じる可能性を示唆している。田中ら¹²⁾は、在宅生活を送る医療的ケアの必要な重症心身障害児重症児（者）の母親に質問紙調査を行い、在宅支援、特にレスパイトや急を要するときのサービス利用状況として、日中一時支援は62.0%、短期入所は69.7%が利用しており、介護負担の軽減や病気の快復・休養、外出など家族にとってのメリットと本人のQOLの向上など約6割が利用してよかったと評価したとしてい

る。課題として、「空気がない」、「医療的ケアに対応できていない」などの理由で約半数に断られた経験があることや、利用方法、回数の制限、介護の質の問題などを指摘している。これらの文献では保護者の負担について、家族の中でも母親の子育て負担が特に大きく、就労希望があっても就労することが難しい現状や、医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）のサービス利用の難しさを報告していた。

サービス利用者のニーズについては、泉ら⁸⁾は、養護学校児の保護者ニーズとして障害児学童保育の利用希望が高く、特殊学級児の保護者は地域交流の要望が高いとしている。また、養護学校児・特殊学級児の保護者に共通するニーズとして指導員・ボランティアの確保があったことを報告していた。また、丸山¹⁰⁾は、障害のある子どもの保護者は就労をしていなくても学童保育の利用ニーズがあることを指摘している。清水と池本¹³⁾は、異なる事業所を利用する保護者に対して質問紙調査を行い、共通した学童

保育に対する意識として、安心・安全に子どもを学童保育に預けられることの条件として、「指導員の十分な人数の確保」をあげ、障がいのある子どもの学童保育はレスパイト的な役割に加え、保護者の就労保障のニーズも考える必要があると述べている。

3. 1. 2 支援者を対象とした調査研究

表3は放課後デイ実施前の支援者を対象とした調査研究の一覧である。全障研全国大会^{†8)}【放課後保障と地域での生活】分化グループ¹⁴⁾は、全国の障害児の学童保育的活動を実施している団体に質問紙調

査を行い、障害のある子どもの障害児学童保育的活動、健常児の学童保育への参加が増加していることを報告している。地域の子どもの会の活動や地域の活動に障害児が当たり前に参加できることの保障と、家庭や学校とは別の第3の世界と言われる「障害児の学童保育的活動」の保障の必要性を報告していた。日紫喜と津止¹⁵⁾は、全国の学齢児を受け入れていると推定される児童デイサービス事業所への質問紙調査から、乳幼児の「療育」、学齢期の「放課後預かり」という「事業目的の明確化」が制度の見直しの

表3 放課後デイ実施前の支援者を対象とした調査研究

no	著者	表題	目的	期間	対象者・数	方法	要約
1	全障研全国大会 【放課後保障と地域での生活】 分化グループ ¹⁴⁾	地域からの報告(障害児学童保育的活動(障害児対象の学童保育)全国実態調査報告)	全国的な広がりを見せる障害児の学童保育の活動状況の把握。全国の活動団体を把握し、活動する障害児者の人数を調査すること。	予備調査：2000年3月 本調査：2000年4月	121団体2,934人	質問紙調査	地域の子どもの会の活動や地域の活動に障害児が当たり前に参加できることの保障。一方で、家庭や学校とは別の第3の世界と言われる「障害児の学童保育的活動」の保障も必要。地域の中での障害児の豊かな放課後保障のみならず、障害者の豊かな生活保障も視野に入れた取り組みが課題。
2	日紫喜あゆみ 津止正敏 ¹⁵⁾	自立支援法の児童デイサービスへの影響と障害のある子どもの放課後保障の課題—児童デイサービス緊急実態調査を中心に—	障害者自立支援法により、報酬準備が引き下げられた児童デイサービス事業の現状と課題を明らかにする。	2006年10月～11月	全国の学齢児を受け入れていると推定される児童デイサービス事業所434か所へ調査し、有効回答が202、有効回答率46.5%。	質問紙調査	調査結果の概要として、①半数以上の事業所は、「児童デイサービスⅡ型」に移行、「児童デイサービスⅠ型」は25.7%、②乳幼児の「療育」、学齢期の「放課後預かり」という事業目的が不明瞭、③2割の事業所は自治体による単価格差が大きく、報酬単価の低い「日中一時支援事業」に移行、④3.5%の事業所は廃止し、事業継続に危機感のある事業所がある、⑤目まぐるしく変わる政策への批判がある、⑥学齢児にも療育が必要であるという主張が多く出ている、⑦制度間格差への批判が大きく、学齢児に対する事業に専門性などの課題がある
3	奥住 秀之 端山 花子 村岡 真治 ¹⁷⁾	障害児放課後活動グループにおける学校との情報交換の実態と課題	障害児放課後活動における学校との情報交換の実態と課題を明らかにする。	2006年10月～11月	「放課後連・東京」に加盟する45か所を対象。回収数は30か所、有効回答率は66.7%。	質問紙調査 統計処理はSPSS	グループが学校から得ている情報は「情緒の様子」「健康上の問題」「支援上の問題」など。放課後グループから学校への伝達としては、「遊びの様子」であるが、この項目以外は低く、情報が十分に伝達されていないとはいいがたい。情報交換がなされない原因として、情報交換の時間が学校にないこと、学校に放課後活動と情報交換を行う体制がないことを指摘した。学校の作成する個別の教育支援計画と、放課後グループの個別の支援計画を中心に情報交換が行われてほしい。
4	伊藤功 安井友康 ¹⁸⁾	児童デイサービス職員が特別支援教育機関と連携する際に生じる課題	障害のある児童に関わる機関が、相互に連携する際に生じる課題を明らかにするために、ある児童デイサービス(Ⅱ型)の職員が、特別支援学校や特別支援学級との日々の関わりについて、どのように感じたかを分析することで、連携する際の資料を得ることを目的とする。	200X年10月22日～30日	児童デイサービス事業所の全職員5名のうち4名	半構造化面接によるインタビュー調査。インタビューデータの分析は、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いた。SCQRMをメタ研究方法として採用し、M-GTAの要素を生かしつつ、少数事例に基づく分析を実施。	職員は「大切にしたい視点」を持ち続けながら、学校とのかかわりあいを経験していたが、「個人情報取り扱い」や「一堂に会する難しさ」などによる共通理解の難しさがあつた。この課題を克服することができれば、児童デイサービスと学校の間における、「支援のズレ」を小さくするとともに共通理解を広げられると考える。家庭・保護者・事業所で目標を共有するために、職員は「関係者が一同に会する場の設定」が理想的であると報告していた。
5	金谷有子 赤津純子 ¹⁶⁾	特別な支援が必要な子どもの学童保育での生活の実態と課題	特別な支援が必要な子どもについて、障害児学童保育および統合的学童保育では、どのような放課後の生活を送っているのか、さらに、どこにはどのような問題や課題があるのかを検討する。	2011年2月～3月	埼玉県学童保育所105か所(回収は14か所) 埼玉県内のNPO法人による障害児学童保育1か所	質問紙調査 聞き取り調査	障害児学童保育の運営面における課題として、運営費や補助金の問題を指摘している。指導員の負担の大きさ、サービス残業の多いことから、安定した持続的な指導員との関係性の構築などが課題であると述べている。

趣旨であるが不明瞭であるとした。また、障害者自立支援法による報酬単価の見直しについては、報酬引き下げとなった児童デイサービスの事業所運営の厳しさを指摘すると同時に、学齢児への療育の必要性についても述べている。金谷と赤津¹⁶⁾は、障害児学童保育および統合的学童保育を行う学童保育への質問紙調査より、障害児学童保育の運営面における課題として、運営費や補助金の問題を指摘している。これらの文献は、障害のある子どもの放課後活動への参加は進んだが、それを担う事業所や学童保育の厳しい運営状況による継続的なサービス提供の難しさ、サービスの目的や対象児の設定に関する課題を報告していた。

また、関係機関との連携による情報共有に関して、奥住ら¹⁷⁾は、障害のある子どもの放課後グループへのインタビュー調査から、学校には遊びの様子・支援については伝達しているが、それ以外の情報は十分に伝達されていないと述べている。原因として、情報交換の時間が学校にないこと、学校に放課後活動と情報交換を行う体制がないことを指摘している。伊藤と安井¹⁸⁾も、児童デイサービス職員へのインタビュー調査から、「個人情報取り扱い」や「一堂に会する難しさ」などによる共通理解の難しさを示し、家庭・保護者・事業所で目標を共有するために、職員は「関係者が一同に会する場の設定」が理想的であると考えていると報告していた。これらの文献は、学校などの関係機関との情報共有は一部のみであり、情報交換をする時間や場所等の情報共有の機会が少ないという問題があると報告していた。

3.2 放課後等デイサービス実施後における調査研究

先に述べたように、放課後デイは2010（平成10）年に児童福祉法に規定され、2012（平成24）年から実施されている。ここでは、まず、サービス利用者を対象にした調査研究について述べ、次に支援者を対象とした調査研究について述べていくことにする。

3.2.1 サービス利用者を対象とした調査研究

表4は放課後デイ実施後のサービス利用者を対象とした調査研究の一覧である。放課後デイの利用効果や保護者ニーズについて、江上と田村¹⁹⁾は、放課後デイを利用する保護者への質問紙調査において、調査結果から、サービス利用は子ども自身の育ちのためだけでなく、家族全体の日常生活のゆとりへとつながっていると述べている。また、放課後デイには、障害のある子どもの社会経験や人間関係を広げる体験、社会全体が障害のある子どもへの理解を広げる役割が期待されており、卒業後も継続的にサービス利用をしたいという願いがあると述べている。石井

と相澤²⁰⁾は、知的障害特別支援学校に通う子どもの保護者を対象に、放課後デイの活用に関する質問紙調査を行い、放課後デイの活用による「放課後の居場所の確保」、「子どもの余暇の充実」、「子どもの交友関係の広がり」が保護者の満足につながっていると述べている。保護者ニーズとしては、「支援員の専門性」、「活動内容の不十分さ」、「保護者や学校と事業所間の連携」などの放課後デイの質的な課題へのニーズとともに、利用したい事業所が定員に達しているために利用できない等、量的にも改善すべき点があると報告していた。これらの文献では、放課後デイの利用効果として、子どもの放課後の居場所の確保や、余暇の充実、交友関係の広がりなどがあるとし、今後のニーズとして、支援員の専門性・活動内容の充実、保護者・学校・事業所間の連携、卒業後の継続的なサービス利用のニーズ、利用を希望する者が利用できるだけのサービス量の充実を報告していた。

放課後デイ利用による保護者の認識の変化について、西村²¹⁾は、保護者のライフストーリー調査を行い、塾や習い事と同様に多様な活動の一つとして放課後デイを捉えており、さらに専門的な知識や技術をもとに意図的に展開される活動など、高い専門性を放課後デイに求めていたと報告していた。また、渡邊²²⁾は、放課後デイを利用する保護者へのインタビュー調査から、放課後デイの利用によって保護者が得たものは、子どもへのさらなる理解、子育てパートナーとしての放課後デイのスタッフ、第三者の意見を受け止める考え方であると述べている。そして、長岡²³⁾は放課後デイを利用する保護者へインタビュー調査から、保護者へのカウンセリング並びにコンサルテーションは、親子関係の肯定的な面への視点の転換を意識的に行い、否定的な面に焦点をあてやすい親の認知傾向を緩和し、親自身をエンパワメントするような支援の必要性を述べている。

放課後デイの重症心身障害児の利用について、藤元と是永²⁴⁾は、重症心身障害児の保護者への質問紙調査により、重症心身障害児の放課後デイの利用が少ないことや、利用希望があっても利用できていない現状があるとしていた。また、利用している理由には、保護者が就労していることや、休息時間の確保をあげていた。また、中川と佐島²⁵⁾は重症心身障害児を対象とする放課後デイを利用する保護者への質問紙調査から、重症心身障害児が利用できる放課後デイがない地域があることも報告している。

3.2.2 支援者を対象とした調査研究

表5および表6は放課後デイ実施後の支援者を対象とした調査研究の一覧である。放課後デイの支援者

表4 放課後デイ実施後のサービス利用者を対象とした調査研究

no	著者	表題	目的	期間	対象者・数	方法	要約
1	藤元静徳 是永かな子 ²⁴⁾	重症心身障害児の放課後等デイサービスの現状と課題 —ノーマライゼーションの視点から—	重症心身障害児の放課後等デイサービスの実態とニーズについて、今後のあり方について検討する。	2013年11月～12月	高知県立A養護学校に在籍する、自立活動を中心とした教育課程で学ぶ重症心身障害児の保護者37名(回答数22名)。	質問紙調査	保護者の自由記述からは、情報不足、宣伝との相違、未整備な受け入れ態勢などが示されていた。児から者になってからの支援体制の希薄さに不安を持っている。家庭では行えないこと、機能訓練などを求めている。医療的ケアのニーズも高い。
2	江上瑞穂 田村光子 ¹⁹⁾	放課後等デイサービス利用者のニーズについての検討 —アンケート調査の結果と考察から—	放課後等デイサービスが障害のある子どもやその家族に何ををもたらしているのか、またサービスの改善点について保護者の考えを参考に、放課後等デイサービスの役割について検討する。	2015年11月～12月	千葉市、船橋市の放課後等デイサービスを提供している3事業所の利用児保護者へアンケート(有効回答数56)。	質問紙調査	サービス利用は子ども自身の育ちのためだけでなく、家族全体の日常生活のゆとりへとつながっている。また、放課後等デイサービスには障害のある子どもの社会経験や人間関係を広げる体験、社会全体が障害のある子どもへの理解を広げる役割が期待されていた。卒業後も継続的にサービス利用をしたいという願いもあった。
3	石井由依 相澤雅文 ²⁰⁾	放課後等デイサービスの現状と課題 —特別支援学校の保護者への調査から—	放課後等デイサービスの基本的な様相や現状や課題について、知的障害特別支援学校の保護者を対象としたアンケート調査を行い、より良い活用の方向性を検討する。	2016年11月～12月	知的障害特別支援学校の小・中・高等部に在籍する児童生徒70名の保護者を対象としたアンケート調査(有効回答数56名)。	質問紙調査	利用したいが、定員などのことで、量的な課題がある。距離などがあるため、利用できないなどの地域差。職員の専門性、活動内容が不十分などの質的課題。職員数などの数的な課題があることがわかった。最低ラインの設定、学校との連携を求める保護者も多くいたことから、保護者自身も含めた、学校との連携が今後必要である。
4	西村いつみ ²¹⁾	放課後活動利用に見る発達障害児と家族の社会状況 —母親を対象としたインタビュー調査からの考察—	発達障害児の放課後活動の利用実態、特に放課後等デイサービスに対する母親の認識及び利用を通じた経験を明らかにし、子どもと家族を取り巻く社会状況について考察する。	第1回調査:2013年11月～2014年1月 第2回調査:2014年11月～2015年1月 第3回調査:2015年11月～2016年1月 第4回調査:2016年12月～2017年2月	調査開始時に放課後デイの対象となる子どもが公立小学校通常学級小学3、4年生だった母親6名。	2013年から学齢期の発達障害児をもつ母親に対し、子どもの放課後をテーマとしたライブヒストリー調査。半構造化面接を1名につき計4回実施。	放課後デイなど障害児・発達障害児を対象とする活動から塾、習い事まで、多様な放課後活動を利用していること。放課後デイの利用経験のある親は社会的居場所という認識がある。利用経験のない母親は塾、習い事に社会的居場所を確保している。放課後デイ継続利用を通じ、母親は子どもからの意思表示や学校の友達との遊ぶ機会の減少等を受け、子どもの意見と母親の意向とのギャップを意識するようになる。学齢期以降の支援体制が機能していないことに起因する不安もある。
5	長岡清美 ²³⁾	発達に特性のある子どもを持つ親の認知の変化 —放課後等デイサービスでのカウンセリング並びにコンサルテーションを通して—	カウンセリング並びにコンサルテーションを通して親の認知の変化を明らかにし、放課後等デイサービスのよりよい親支援の在り方について検討することを目的とした。	2017年2月～3月 2017年11月	研究Ⅰ:放課後等デイサービスを利用している保護者12名。 研究Ⅱ:研究Ⅰの協力者5名。	半構造化面接。分析方法はインタビュー内容を逐語記録に起こし、SCATを用いて分析。 施設利用以前と研究Ⅰ実施時点と比較した際、親としての自身に対する見方が変化していないと回答した研究Ⅰの協力者に対し、約半年間経過してから、親の認知の変化の有無を調査。	親本人をエンパワメントするための具体的な支援として、①子どもと親の肯定的な面や、良好な親子の関わりについて話す時間を、カウンセリングならびにコンサルテーションの中で定期的に提供すること。②完璧な親である必要はないということ親支援全般において繰り返し伝えていくこと。 親本人をエンパワメントするという観点から、子どもの発達に特性に対する親の認知や、子どもへの親の関わり方をいずれ変化させていくという点で、これからの放課後等デイサービスでの親支援において注目すべき点である。
6	中川由佳里 佐島毅 ²⁵⁾	重症心身障害児の放課後等デイサービスの実態調査 —管理者・機能訓練担当職員・保護者を対象として—	重症児の放課後等デイサービスの実態について、管理者・機能訓練担当職員・保護者を対象に実態の把握、重症児を受け入れる工夫や配慮など、必要な支援について検討することを目的とする。	2017年9月～11月	全国重症児のネットワーク登録、関東の放デイ202か所、回収された管理者91件、機能訓練担当職員79件、保護者128件。	質問紙調査。SPSSを使用し、基本統計量および関連性について検討。	重症児対象では赤字になりやすく、税制面で優遇されない営利法人が少ない。これは食卓委、看護師など人件費が高くなりやすいことがひとつの要因。また、重症児は体調を崩しやすく欠席しやすいため、収支に影響する。平成30年度に欠席時対応加算が出されて、配慮はされている。重症児を受け入れるためには、収支の厳しさを改善が必要。
7	渡邊陽真 ²²⁾	放課後等デイサービスの利用によって保護者が得たものとは	放課後等デイサービスを利用したことでの保護者の変化などから、何をえたのかを明らかにする。そのデータから、放課後等デイサービスの保護者支援の在り方について考察する。	2018年7月～9月	東京都Y区・Z区の放デイを利用する保護者、事業4か所の16名。	個別の半構造化面接形式によるインタビュー調査。利用前と利用後の状態や状況のプロセスからの比較分析。分析は、データを切片化し、書き出し(ラベル化)、類似するものに名前をつけ、カテゴリー化。	放課後等デイサービスの利用によって保護者が得たものは、①子どもへのさらなる理解、②スタッフという子育てのパートナー、③第三者の意見を受け止める考え方であると捉えた。今後の放課後等デイサービスの保護者支援の在り方は、放課後デイのスタッフが保護者の状態や状況を理解し、それに合わせた支援をすることで、保護者の変化をさらに促すことができると考えられる。

表5 放課後デイ実施後の支援者を対象とした調査研究①

no	著者	表題	目的	期間	対象者・数	方法	要約
1	吉野直子 ²⁷⁾	学校・家庭・デイサービス間の信頼関係の構築 —放課後等デイサービスのスタッフの視点を中心に—	デイサービスの実態を明らかにすることで、学校との連携の取り方や、家庭との連携の在り方に注目し、信頼関係構築の過程について検討する。	2012年9月～10月	都市部にあるXデイサービスとYデイサービスのスタッフ6名	半構造化面接、インタビュー調査。一人25～60分で実施。	現在は、子供の送迎時に短時間で聞くなど、わずかな情報から学校での様子を知ることである。連絡帳という手段もあった。保護者の同意があれば、行事などへの参加もある。連携を図るのは学校教育において決して不可能ではない。
2	古賀政好 ²⁹⁾ 大作清美 山田あすか	放課後等デイサービス事業所の活動実態と環境設定の効果の検証	放課後等デイサービスの運営や自動の活動実態を整理し、活動環境の構築や環境設定が児童の活動に与える影響について検討する。	2013年6～7月	放課後等デイサービス8事業所	ヒアリング調査。	児童の障害や活動に応じた環境設定がされている事業所は少ない。ハード面とプログラム面のソフト面の整備が不十分。一室型では落ち着けるスペースなどが不足している。
				2013年9～10月	選定した4事業所	活動行為やかかわりを記録。	
				2013年10月～12月	1事業所	家具の設置などの小改修を行い、その効果を検証する観察調査を実施。	
3	丸山啓史 ³³⁾	障害児の放課後活動の現状と変容 —放課後等デイサービス事業所を対象とする質問調査から—	2013年度後半に実施した全国規模の質問紙調査の結果をもとに、放課後デイの全国的な実態を示し、放課後活動の近年における変容を把握するとともに、その変容の理由を説明する。	2013年10月～2014年1月	全国すべての放課後デイ事業所を対象。3797か所に送付、1916か所から回答、有効回答は1897か所。	質問紙調査	放課後活動に参加する子どもの範囲に大きな変容はない。年齢構成や、特別支援学校に在籍する登録児の割合に、大きな変化は認められないが、活動内容や目的には小さな変容があり、訓練という側面が前面に出ている印象がある。
4	丸山啓史 ²⁸⁾	障害児の放課後活動における企業参入の実態	放課後デイの事業所を対象とする全国規模の質問紙調査を基に、障害児の放課後活動における企業参入の実態を示す。	2013年10月～2014年1月	全国すべての放課後デイ事業所を対象。3797か所に送付、1916か所から回答、有効回答は1897か所。	質問紙調査	地域によって実態には大きな差があるが、全体としては障害児の放課後活動への企業参入がすすんでいる。大企業の参入は少ないと推定されるが、企業運営の事業所は概して都市部において大幅に増加してきていることがうかがわれる。企業運営の事業所が異質な性格を持っているという傾向は浮かび上がらず、放課後等デイサービスの性格は運営主体によって判断することは困難である。
5	山本佳代子 ³⁰⁾	北九州市における放課後等デイサービス事業所に関するアンケート調査	北九州市で放課後等デイサービスを実施している事業所の実態と課題を把握する。	2015年7月～9月	北九州市内における放課後等デイサービス全55事業所への郵送自記式アンケート調査。(回収率38.1%)。	質問紙調査	運営主体は営利団体が約半分。制度をはじめた2012年以降に事業を開始した事業所が約9割。登録児については、年齢が上がるにつれて少なくなる。障がい程度が「重度」「最重度」の子どもは利用率が低い。指導員の数が少なく、活動内容に制限がある。
6	山本佳代子 ³⁵⁾	K市における放課後等デイサービス事業所の現状と課題 —放課後等デイサービスガイドラインをふまえて—	K市内における放課後等デイサービス事業を対象としたアンケート調査により、事業所の職員研修や家族支援について、保護者や関係機関との連携内容の現状について把握する。	2015年7月～9月	K市内における放課後等デイサービス全55事業所への郵送自記式アンケート調査。(回収率38.1%)。	質問紙調査	保護者会を開催している事業所が少ない。自己評価や外部評価を公開している事業所が少ない。特別支援教育コーディネーターと情報を共有している事業所が少ないことが確認された。
7	森地徹 大村美保 小澤温 ³⁴⁾	放課後等デイサービスにおける支援の現状に関する研究	今後放課後等デイサービスにおけるサービス利用児の属性に応じた支援の質の向上を検討するための一助とすべく、サービス利用児の属性に応じて提供される支援の実態を明らかにする。	2015年12月～2016年1月	全国の放課後等デイサービスの全事業所6161か所から1000か所を単純無作為抽出、有効回答数480、有効回答率48.0%。	質問紙調査	放課後等デイサービスなどの障害児の放課後活動の場において、児童の障害特性やライフステージなどに応じた支援ニーズに基づいた支援が行われているが、先行研究で指摘されているように、職員の障害特性への理解や知識、技能、経験の不足など、職員の専門性やサービスの質的側面について課題が残る。
8	西原教馬 阿部崇 小曾根和子 拓植雅義 ³⁸⁾	千葉県内知的障害特別支援学校による放課後等デイサービスとの情報交換・連携の取り組みに関する研究：学校側への調査と実践研究を通して	千葉県内知的障害特別支援学校におけるデイとの情報交換・連携の実態を明らかにする方について検討する	2016年7月22日～2016年8月25日	支援学校32校、分校4校、分教室2教室の学校長、特別支援教育コーディネーター、各学部主事(計153名)	質問紙調査。	教員とデイ職員の情報交換を行う取り組みは少ない。困難を解消するために「優先すべき状態にある児童生徒やデイから情報交換・連携を行うこと」などが挙げられた。今後への提言として、「①「個」に応じて踏み込んだ取り組み」と「すべてのデイ・すべての児童生徒に共通して必要な取り組み」という視点で整理すること。②特別支援教育コーディネーターや相談支援専門員がキーパーソンとなること。③学校・デイ・相談支援事業所等のネットワークの充実を図ること。④サポートファイルの活用を図ること。⑤個別の支援計画についての情報交換を促進すること。⑥教員がデイ及び地域の福祉制度について理解を深めることをあげた。
				2016年7月5日～2016年9月23日	①V市内のデイ関係者6名、②デイとの情報交換・連携に関わるX特別支援学校教員8名	半構造化面接法による30分間の聞き取り調査。	
				2016年10月17日(月)午前9:30～11:50	デイ所長1名(理学療法士)、X特別支援学校教諭1名(自立活動専任)、コーディネーター役のX特別支援学校教諭1名	学校で授業を見学後、45分間の協議を実施。連携会議終了後、自立活動専任教員と所長に対し、個別に20分程度聞き取り。	

表6 放課後デイ実施後の支援者を対象とした調査研究②

no	著者	表題	目的	期間	対象者・数	方法	要約
9	宮地由紀子 ²⁷⁾ 中山徹	障がい児の放課後等の居場所づくり施策の現状と課題	全ての子どもを対象とした事業や、障害児を対象とした事業などにおいて、自治体はどのように推進しているのかについて調査し、障害児の放課後等の居場所づくり施策の現状と課題を明らかにする。	2017年2月～3月	全国の人口5万人以上の自治体(市)を設定し、529件の自治体に送付、回収数が212件、回収率が40.1%。	質問紙調査	障害児の放課後の居場所として、放課後デイ、放課後児童クラブ、日中一時支援の実施率が高い。放課後デイや日中一時の実施場所は主に民営、民間ビルや社会福祉施設で民営民営(企業・非営利)により実施。放課後児童クラブは公設民営または公設公営により、主に学校施設で実施。地域交流は放デイ、日中一時は少ない。サービスにより、課題が異なる部分がある。
10	中川由佳里 佐島毅 ²⁵⁾	重症心身障害児の放課後等デイサービスの実態調査—管理者・機能訓練担当職員・保護者を対象として—	重症児の放課後等デイサービスの実態について、管理者・機能訓練担当職員・保護者を対象に実態の把握、重症児を受け入れる工夫や配慮など、必要な支援について検討することを目的とする。	2017年9月～11月	全国重症児のネットワークに登録する関東の放デイ202か所から回収された管理者91件、機能訓練担当職員79件、保護者128件。	質問紙調査 SPSSを使用し、基本統計量および関連性について検討。	重症児対象では赤字になりやすく、税制面で優遇されない営利法人が少ない。嘱託、看護師など人件費が高くなりやすいことがひとつの要因。また、重症児は体調を崩しやすく欠席しやすいため、収支に影響する。平成30年度に欠席時対応加算が出され、配慮はされている。重症児を受け入れるためには、収支の厳しさの改善が必要。
11	丸山啓史 ²⁸⁾	2018年度報酬改定に関する放課後等デイサービスの実態と課題—京都府内の事業所を対象とする質問紙調査から—	京都府内の放デイ事業所すべてを対象とする質問紙調査をもとに、2018年度報酬改定の放デイ事業所の職員をめぐり実態や課題を把握する。	2018年5月～7月	京都府及び京都市の218事業所に送付、65か所から回収(回収率: 29.8%)	質問紙調査	報酬改定については、大幅な減収に陥ると予想される事業所が少ないこと、「職員の人数の削減」や「職員の賃金の削減」を迫られる事業所が多いことなどが把握された。放課後デイの職員については、非常勤職員が少ないこと、経年数の少ない常勤職員が多いこと、常勤職員の平均年収はあまり高くないと推定されることなどが把握された。2018年度報酬改定は、従来から職員体制等に課題を抱えていた放課後デイの困難を増大させることになる。
12	山根 希代子 前岡 幸憲 北山 真次 内山 勉 金沢 京子 米山 明 光真坊 浩史 ²¹⁾	放課後等デイサービスガイドラインを用いたサービス提供の実態把握のための調査	放課後等デイサービスガイドライン策定後の支援の質の変化や挿入すべき内容等について、実態調査を行い、ガイドライン改定案の作成に資することが目的。	2018年11月	全国の放デイ12,480か所を対象。総回収件数4,184件、総有効回答数は3,845件。	質問紙調査。本調査と任意の追加調査(障害・社会的養護の必要な児童など)からなる。	放課後デイを利用する子どもには、発達障害の子どもが最も多い。また、小学生1～3年生の契約児童が多く、中学生・高校生になると契約児童数が減少している。放課後等デイサービスガイドラインは多くの事業所で活用され、なんらかの質的な変化があったと予測される。今後改定に向け、児童発達支援ガイドライン等との整合性を図りながら、発達特性や障害特性等を踏まえた支援内容の挿入が望まれる。
13	篠崎 美佐子 ²²⁾	熊谷市における放課後等デイサービス	障害児が通う放課後等デイサービスに焦点を当て、事業所が提供しているサービスや支援内容を明らかにすることを目的に訪問調査を実施した。	2018年10月～11月 2019年4月～5月	熊谷市の11事業所への訪問調査、調査対象は児童発達管理責任者	訪問調査により、支援内容、登録者数と在籍者等、指導員の就業形態と免許・資格、見守りの課題と解決方法などを調べた。	介護型は医療的ケア児が多く、新しい事業所ができるに移ってしまいうこともあり、経営が難しい。見守り型は生活習慣・学習習慣の自立をめざして支援を行っていた。保護者からの要望としては宿題を見てほしいというものが最も多く、理由は母親の就労支援や休息という面が大きかった。トレーニング型は比較的障害の軽い子どもが多い。個別形式と授業形式があり、トレーニングにより、生活習慣・学習面等の能力向上を目指している。
14	田村あかね ³⁰⁾ 和田充紀	放課後等デイサービス事業所と通常学級との連携のあり方に関する調査研究	通常学校と放課後等デイサービス事業所との連携の現状を明らかにし、必要な連携のあり方を検討する。	調査Ⅰ: 2018年8月～9月 調査Ⅱ: 2018年12月～2019年1月	通常学級で放課後等デイサービスを利用する小学生の担任教諭を対象。191校に配布。そのうち通常学級に在籍する児童で、事業所を利用している30部を対象。 通常学校の児童生徒が多数利用している放課後等デイサービス事業所、責任者2名。	質問紙調査。 半構造化面接。1人30分。	手軽にできる連携方法の検討と連携の機会の確保、児童が利用する事業所に応じた連携の必要性、学校、事業所、保護者の三者間の連携が必要である。現状では、連携において、活用が進んでいない「事業所が作成した個別支援計画」や「学校が作成した個別の教育支援手続」をより友好的に活用していくことも今後の課題である。
15	板川知央 ³⁰⁾	放課後等デイサービス職員が持つ支援の困り感について—勤務経験者へのインタビューの分析から—	放課後等デイサービスに勤務経験のある職員2名を対象として半構造化インタビューを行い、KJ法による分析を通して放課後等デイサービス職員が抱える支援の困り感とその解消方法の検討。	記載なし	放課後等デイサービスで勤務経験のある2名	半構造化面接によるインタビュー調査、KJ法による分析及び図解化を行った。	困り感の具体的な解消方法としては、支援者自身が研修に参加することや社内外での研修実施が重要。人材育成システムの構築、事業所間のネットワークづくり、雰囲気作りも必要。
16	吉岡恒生 ⁴⁰⁾	特別支援教育教員の放課後等デイサービスとの連携—質問紙調査を用いて—	教員から見た放課後等デイサービスに対する連携への意識がどのような変化があるかを把握する。	2019年夏休み	2日間実施した特別支援学校教諭免許取得のための認定講習を受講した教員59名のうち、条件のあった48名が対象。	質問紙調査	連携について教員及び、学校側の課題に絞っている。教員の連携への意識の向上。特別支援学校のセンター的機能の強化が必要。

を対象にした調査研究については、放課後デイの実施体制に関する調査研究、放課後デイの支援内容等に関する調査研究、そして放課後デイの職員の専門性や連携等に関する調査研究に分けて、その結果及び結論について検討していくことにする。

3.2.2.1 放課後デイの実施体制に関する調査研究

ここでは、放課後デイの実施体制として、運営、設備（環境設定）、利用状況などからみていくことにする。

丸山²⁶⁾は、全国の放課後デイへの質問紙調査を行い、放課後デイの増加に伴い、企業運営の放課後デイが増えていると指摘しており、宮地と中山²⁷⁾も全国の人口5万人以上の自治体への質問紙調査から、放課後デイは主に民家、民間ビルや社会福祉施設など民設民営（企業・非営利）で運営されていると報告している。また、放課後デイの運営状態については、丸山²⁸⁾は放課後デイへの質問紙調査から、2018（平成30）年の放課後デイ報酬改定の影響により、「職員の人数の削減」や「職員の賃金の削減」を迫られる事業所が多く、職員体制等に課題があることを指摘している。また、近年、医療的ケアを必要とする重症心身障害児に対する支援が検討されるようになってきているが、中川と佐島²⁵⁾は、重症心身障害児を対象とした放課後デイでは、赤字の事業所が4割以上あり、収支が難しい要因の一つとして、嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の人員配置などにより、人件費が高くなることを指摘している。

実施場所の環境について、古賀²⁹⁾は放課後デイへのヒアリング調査から、障害や活動に応じた環境設定をしている事業所は少なく、一室型では静的・動的活動が混在し、落ち着ける空間が不足していると指摘している。

放課後デイを利用する子どもの状況については、山本³⁰⁾は放課後デイへの質問紙調査から、放課後等デイサービスの登録児は年齢が上がるにつれて少なくなり、障害程度が「重度」「最重度」の子どもの利用率は低くなっていると述べている。山根ら³¹⁾も全国の放課後デイへの質問紙調査から、放課後デイを利用する子どもには、発達障害の子どもが最も多く、中学生・高校生になると契約児童数が減少していると報告していた。

3.2.2.2 放課後デイの支援内容等に関する調査研究

放課後デイの支援内容については、篠崎³²⁾は、放課後デイへの訪問調査により、放課後デイ事業所の類型を①介護型、②見守り型、③トレーニング型の3つのグループに分類して述べている。介護型は医

療的ケア児等が多く、看護師と理学療法士が配置され、健康チェックやトイレ（おむつ交換）やりハビリなどの介護・医療を中心とした支援が行われている。見守り型は生活習慣・学習習慣の自立を目指した支援を行っており、利用に関しては、母親の就労支援や休息という面が大きい。そして、トレーニング型は比較的障害の軽い子どもが多く、生活習慣・学習面等の能力向上を目指していると指摘している。丸山³³⁾によると、放課後デイへの質問紙調査から、放課後デイでは子どもの発達支援が重視される一方で、保護者支援は重視されにくい傾向があると指摘している。子どもの発達支援の重視は、生活習慣・学習面等の能力向上を目的とする篠崎のトレーニング型に当てはまり、保護者支援の重視は、母親の就労支援や休息といった篠崎の見守り型に当てはまる。このように、丸山の指摘を篠崎の類型に当てはめると、トレーニング型が重視され、見守り型が重視されていないと言える。子どもへの発達支援について、森地ら³⁴⁾は、放課後デイへの質問紙調査から、放課後デイでは子どもの障害種別、学年、所属学校形態など、子どもの障がい特性やライフステージに応じた支援ニーズに基づいた支援が行われていると報告していた。

また、支援の一環として行われる地域社会との交流について、山本³⁵⁾は放課後デイへの質問紙調査から、「実習生やボランティアの受け入れ」、「地域施設の利用」は約3割に留まっており、「地域の放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館との交流」に関しては1割にも満たないとしていた。宮地と中山²⁷⁾も、放課後デイなどの障害のある子どもを対象としたサービスは地域交流が他のサービスに比べて少ないことを指摘している。

3.2.2.3 職員の専門性や連携等に関する調査研究

山本³⁰⁾は放課後デイの指導員数が少ないと活動内容が制限されると指摘しており、さらに、森地ら³⁴⁾は、職員の障害特性への理解や知識、技能、経験など、職員の専門性が不足していると指摘している。また、板川³⁶⁾は放課後デイでの勤務経験のある職員へのインタビュー調査から、放課後デイ職員が困っていることとして、「支援力の低さ」「連携上の難しさ」をあげており、それらを解消するために、職員は「専門性向上のための支援体制」「連携体制の構築」が必要であると感じていたと述べている。

近年、放課後デイと学校の「連携体制の構築」に関する調査研究が多くみられる。吉野³⁷⁾は放課後デイ職員へのインタビュー調査から、連携の現状として職員が子どもの送迎時の短時間で行われる出会い

の際に、教員から子どもの様子を聞くことで得るわずかな情報で子どもの学校での様子をつかんでいるとし、西原ら³⁸⁾は、特別支援学校教員への質問紙調査及び放課後デイ関係者へのインタビュー調査から、特別支援学校教員と放課後デイ職員の連携会議を施行において、連携会議の実施による子どもの相互理解が連携の基盤となることや、相互のニーズを事前に把握することの重要性を示唆している。

田村と和田³⁹⁾は、公立小学校教員への質問紙調査及び放課後デイ職員へのインタビュー調査から、通常学校と放課後デイが、連携を行うことで連携の希望が高まる傾向があるとし、連携手段としては、直接会うことや電話で話す等の方法がとられており、希望する手段も同様であるとしている。また、連携によって共有する内容については、現状で共有されている「学校の様子」「下校時刻」のみならず学校と事業所双方の情報共有を希望していることを示している。また、吉岡⁴⁰⁾は特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を受講した教員への質問紙調査により、「事務連絡」「通知」等について一般教員の理解が厚生労働省・文部科学省の求める水準に至っていない可能性を示唆しており、連携に関する意識として、放課後デイが学校よりも連携に積極的であり、特別支援学級教員のほうが特別支援学校教員よりも連携が役に立ったと感じている報告していた。

4. 考察

4.1 「放課後デイの保護者支援における保護者ニーズ」の検討の必要性

放課後デイ実施前の調査研究においては、障害のある子どもの放課後生活の現状分析と、それに伴う、保護者の現状とニーズの把握、支援者の実施状況などから、障害のある子どもや、その保護者の放課後生活のニーズと課題を明らかにしていた。このことから、「障害のある子どもを対象とした放課後対策」、「保護者のレスパイト及び就労支援」の必要性を明らかにする調査研究がなされたと考える。

放課後デイ実施後の調査研究においては、放課後デイによる障害のある子どもと保護者への利用効果、実施体制や実施状況、重症心身障害児を対象とした放課後デイの実態などから、放課後デイの在り方について明らかにしている。2012(平成24)年に、障害のある子どもを主な対象とした放課後デイが実施されることにより、障害のある子どもの放課後生活の質への検討が積極的になされるようになり、放課後デイ利用による子どもの生活の質の向上へのニーズが高まったと考えられる。また、2016(平成28)年5月に成立した児童福祉法改正により、地方

公共団体に対し、医療的ケア児への支援に関する努力義務規定が設けられ、重症心身障害児を対象とした放課後デイの調査研究などが近年増えていることから、子どもの状態に応じた支援が求められているのではないかと考える。

以上のように、放課後デイの実施前は「障害のある子どもを対象とした放課後対策」、「保護者のレスパイト及び就労支援」の必要性に関して検討されていたが、放課後デイ実施後は「提供される支援の質」、「子どもの生活の質の向上」、「子どもの状態に応じた支援」の検討へと変化している。しかし、放課後デイ実施後は、西村²¹⁾渡邊²²⁾長岡²³⁾らのように「放課後デイ利用による保護者意識の変化」について検討している調査研究はあるが、「放課後デイの保護者支援における保護者ニーズ」について検討している調査研究は少ない。放課後デイのガイドラインでは、基本的役割として子どもの状況に応じた発達支援による「子どもの最善の利益の保障」と同様に、「保護者支援」もあげられており、「子育てに関する相談」や、「家庭内の養育支援」、「保護者の時間の保障」などに支援内容も分かれているため、保護者自身が保護者支援に対し、どのような支援を求めているのかを明らかにする必要があると考える。

以上のことから、今後の研究課題として、放課後デイのサービス利用者である子どもと保護者の両者に対しての支援について、「子どもの発達支援に関するニーズ」と同時に、「放課後デイの保護者支援における保護者ニーズ」に関する検討が必要であると考える。

4.2 「サービス利用者と支援者の認識する専門性」の検討の必要性

サービス利用者の調査研究においては、障害のある子どもの放課後生活の実態やニーズ、放課後デイの利用効果などが明らかになっている。サービス利用者は、障害のある子どもの放課後対策について、「レスパイト及び就労支援などの保護者支援」を求めていると同時に、放課後デイなどの支援者側に対して「高い専門性」を求めている。子どもの発達支援に関しては、子どもの障害特性などに応じた発達支援や、家庭・学校との連携を進めていくことが求められていると考える。支援者の調査研究においては、放課後デイ実施後に特に集中しており、障害のある子どもの放課後対策に関する実施体制や、支援内容、職員の専門性や連携等に関して明らかになっている。篠崎³²⁾が類型化しているように、放課後デイのサービス内容には多様性が求められており、支援者には障害特性への理解や知識、技能、経験など、「職員の専門性」が必要である。支援者への調査か

ら「職員の専門性」が必要であるという認識が明らかになっていることから、支援者自身が支援力について満足していない、もしくは、不安があるのではないかと考えられる。また、山本³⁵⁾、宮地と中山²⁷⁾の調査からも、障害のある子どもの地域交流は積極的に実施できていない状況があり、放課後デイの支援内容において地域交流を重視していない、もしくは、重視できない現状があった。地域交流のための支援について「専門性」を高めるためにも、学校との情報共有や連携について必要性を感じており、連携を図るための機会を求めているのではないかと考える。文献では、サービス利用者として支援者のどちらも「支援の高い専門性」の必要性については述べられていた。しかし、子どもへの発達支援、地域社会との交流、保護者支援などサービス提供の多様性が認められている放課後デイでは、サービス利用者や支援者がサービスの「専門性」の意味をどのように認識し、どの程度共有しているのかについての検討がなされていない。

以上のことから、今後の研究課題として、多様な役割を求められる放課後デイについて、「サービス利用者の求める専門性」と、「支援者の考える専門性」について検討することが必要であると考え。

4.3 「仮説検証型研究」の必要性

調査方法から文献をみると、放課後デイ実施前におけるサービス利用者への調査は、質問紙調査(8件)、質問紙調査及びインタビュー調査(1件)であり、支援者への調査は、質問紙調査(4件)、インタビュー調査(1件)であった。また、放課後デイ実施後におけるサービス利用者への調査は、質問紙調査(4件)、インタビュー調査(3件)であり、支援者への調査は、質問紙調査(10件)、インタビュー調査(3件)、質問紙調査及びインタビュー調査(2件)、訪問調査(1件)であった。これらの調査研究のほとんどは

実態調査やニーズ調査であり、その調査対象もサービス利用者のみ、もしくは、支援者のみで実施されているものが多い。つまり、障害のある子どもの放課後対策に関する調査研究においては、実態調査が多くを占め、サービス利用者を対象とした調査からの検証を行っている仮説検証型の研究は少ないと言える。今後の課題として、サービス利用者を対象とした放課後デイの利用者評価に関する仮説検証型の研究が必要である。

5. おわりに

先行研究から、放課後デイは障害のある子どもにとって、学校や家庭とは異なる生活体験を得ることができ、多様なニーズを満たしてくれる貴重な場となっていると同時に、保護者や家族にとっても、生活にゆとりをもたらすサービスとなっていることが明らかになっている。一方、2021(令和3)年6月から、厚生労働省の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」において、放課後等デイサービスの役割・機能の在り方について検討が行われている。今後は、子どものニーズとともに、その最も近い代弁者である保護者の思いも同時に満たす支援、それを実現する専門的な支援について検討する必要があると思われる。

したがって、今後は放課後デイの専門性について検討するために、サービス利用者として支援者を対象としたインタビュー調査を実施する必要がある。さらに、サービス利用者である保護者を対象に質問紙調査を実施することによって、「子どもの発達支援に関するニーズ」と「放課後デイにおける保護者支援に関する保護者ニーズ」を明らかにし、実態調査をより発展させた「仮説検証型研究」を進めていくことが今後の研究課題であると言える。

注

- †1) 1972(昭和47)年の厚生省通知である「心身障害児通園事業について」に基づき、不特定多数の心身障害児又はその保護者に対し必要な指導訓練を行い事業であり、社会福祉事業法における第二種社会福祉事業に該当する。
- †2) 実施主体は市町村であり、主な対象児童は「通園による指導になじむ障害のある幼児」。
- †3) 日中一時支援事業は、障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の市町村地域生活支援事業における任意事業であり、障害児・者の日中における活動を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
- †4) 児童福祉法第6条の2の第4項で「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」と規定されている。
- †5) 放課後等デイサービスガイドラインにおける「保護者支援」には、「保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと」とあり、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することについても期待

されている。

- †6) 平成30年度報酬改定において、放課後等デイサービスの基本報酬は、受け入れる障害児の状態及び割合に応じ、特に支援を必要とする「指標該当児」を全児童の50%以上受け入れている事業所を「区分1」、それ以外の事業所を「区分2」として報酬を区分した。
- †7) 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」であり、「障害者総合支援法」は略称。
- †8) 全障研は全国障害者問題研究会の略称。会員は約3,500名。1967（昭和42）年に結成され、障害者の総合的権利保障を目的に研究会、学習会などを開催している。出版物は「みんなのねがい」（月刊）、「障害者問題研究」（季刊）などがある。

文 献

- 1) 厚生労働省：第4回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会参考資料2放課後児童クラブ関係資料。
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000192611.pdf, 2019. (2021.1.30確認)
- 2) 泉宗孝：放課後等デイサービスを中心とした障害のある子どもの放課後生活保障の動向。新見公立大学紀要（40），51-57, 2019.
- 3) 厚生労働省：障害児支援の見直しに関する検討会報告書。
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0722-5a.pdf>, 2008. (2021.1.30確認)
- 4) 厚生労働省：平成28年度全国厚生労働関係部局長会議社会・援護局（障害福祉部）資料。
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/dl/tp0117-k02-03-05p.pdf>, 2016. (2021.1.30確認)
- 5) 黒川久美：鹿児島県における障害をもつ子どもの放課後生活調査。障害者問題研究，29(1)，68-74, 2001.
- 6) 廣田真紀子，桐山知行：東京都八王子市における障害をもつ子どもの放課後生活実態調査報告—学童保育での障害児保育および放課後どこにも通っていない子どもの生活を焦点に—。教育科学研究（19），29-42, 2001.
- 7) 津止正敏，立田幸代子：障害のある子どもと家族の放課後・休日の実態—京都障害児放課後・休日実態調査から—。立命館人間科学研究，（7），63-73, 2004.
- 8) 泉宗孝，小池将文，八重樫牧子：岡山県における障害児の放課後生活実態に基づく放課後生活保障に関するニーズ調査。川崎医療福祉学会誌，15(1)，43-56, 2005.
- 9) 鈴木庸裕：特別なニーズを持つ子どもの地域生活支援をめぐる課題—福島での障害児学童保育の取り組みを通じて—。障害者問題研究，32(4)，301-308, 2005.
- 10) 丸山啓史：障害のある子どもの放課後・休日支援の現状と課題—保護者対象全国調査より—。障害者問題研究，36(4)，312-319, 2009.
- 11) 丸山啓史：学童保育の対象学年・入所要件が障害児と保護者の生活に及ぼす影響。学童保育（日本学童保育学会紀要），1，74-82, 2011.
- 12) 田中千鶴子，濱邊富美子，俵積田ゆかり，菅原スミ，三宅捷太：医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）と家族が求める在宅支援の現状と課題（第2報）—横浜市におけるサービス（日中一時支援，短期入所）利用の調査から—。日本重症心身障害学会誌，36，141-146, 2011.
- 13) 清水遥，池本喜代正：障害児学童保育に対する保護者の意識及びニーズの実態。宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要，（35），109-116, 2012.
- 14) 全障研全国大会【放課後保障と地域での生活】分化グループ（安藤一巳，岡島俊夫，木下学，鈴木敏規，高木真一郎，永野幸雄，松浦俊弥，村岡真治）：地域からの報告 障害児学童保育的活動（障害児対象の学童保育）全国実態調査報告。障害者問題研究，29(1)，62-67, 2001.
- 15) 日紫喜あゆみ，津止正敏：自立支援法の児童デイサービスへの影響と障害のある子どもの放課後保障の課題—児童デイサービス緊急実態調査を中心に—。立命館産業社会論集，43(1)，123-144, 2007.
- 16) 金谷有子，赤津純子：特別な支援が必要な子どもの学童保育での生活の実態と課題。埼玉学園大学紀要，人間学部篇（12），147-157, 2012.
- 17) 奥住秀之，端山花子，村岡真治：障害児放課後活動グループにおける学校との情報交換の実態と課題。東京学芸大学紀要総合教育科学系，61(1)，231-236, 2010.
- 18) 伊藤功，安井友康：児童デイサービス職員が特別支援教育機関と連携する際に生じる課題。北海道特別支援教育研究，8(1)，21-29, 2014.
- 19) 江上瑞穂，田村光子：放課後等デイサービス利用者のニーズについての検討—アンケート調査の結果と考察から—。植草学園短期大学紀要，（18），37-45, 2017.

- 20) 石井由依, 相澤雅文: 放課後等デイサービスの現状と課題—特別支援学校の保護者への調査から—, 特別支援教育臨床実践センター年報, (8), 79-88, 2018.
- 21) 西村いづみ: 放課後活動利用に見る発達障害児と家族の社会状況—母親を対象としたインタビュー調査からの考察—, 子ども家庭福祉学, (18), 25-41, 2018.
- 22) 渡邊陽真: 放課後等デイサービスの利用によって保護者が得たものとは, 社会事業研究, (59), 146-151, 2020.
- 23) 長岡清美: 発達に特製のある子どもを持つ親の認知の変化—放課後等デイサービスでのカウンセリング並びにコンサルテーションを通して—, 創価大学大学院紀要, (40), 215-240, 2019.
- 24) 藤元静穂, 是永かな子: 重症心身障害児の放課後等デイサービスの現状と課題—ノーマライゼーションの視点から—, 高知大学学術研究報告, 63, 125-137, 2014.
- 25) 中川由佳里, 佐島毅: 重症心身障害児の放課後等デイサービスの実態調査—管理者・機能訓練担当職員・保護者を対象として—, 日本重症心身障害学会誌, 44(1), 185-192, 2019.
- 26) 丸山啓史: 障害児の放課後活動における企業参入の実態, 学童保育 (日本学童保育学会紀要), 5, 57-65, 2015.
- 27) 宮地由紀子, 中山徹: 障がい児の放課後等の居場所づくり施策の現状と課題, 日本家政学会誌, 71(4), 240-248, 2020.
- 28) 丸山啓史: 2018年度報酬改定に関わる放課後等デイサービスの実態と課題—京都府内の事業所を対象とする質問紙調査から—, 特別支援教育臨床実践センター年報, 9, 1-8, 2019.
- 29) 古賀政好, 大作清美, 山田あすか: 放課後等デイサービス事業所の活動実態と環境設定の効果の検証, 日本建築学会技術報告集, 22(50), 231-236, 2016.
- 30) 山本佳代子: 北九州市における放課後等デイサービス事業所に関するアンケート調査, 西南女学院大学紀要, 20, 43-51, 2016.
- 31) 山根希代子, 前岡幸憲, 北山真次, 内山勉, 金沢京子, 米山明, 光真坊浩史: 放課後等デイサービスガイドラインを用いたサービス提供の実態把握のための調査, 脳と発達, 52(5), 311-317, 2020.
- 32) 篠崎美佐子: 熊谷市における放課後等デイサービス, 立正社会福祉研究, 21(35), 57-64, 2019.
- 33) 丸山啓史: 障害児の放課後活動の現況と変容—放課後等デイサービス事業所を対象とする質問調査から—, SNEジャーナル, 20(1), 165-177, 2014.
- 34) 森地徹, 大村美保, 小澤温: 放課後等デイサービスにおける支援の現状に関する研究, 障害科学研究, 43(1), 117-124, 2019.
- 35) 山本佳代子: K市における放課後等デイサービス事業所の現状と課題—放課後等デイサービスガイドラインをふまえて—, 西南女学院大学紀要, 21, 107-114, 2017.
- 36) 板川知央: 放課後等デイサービス職員が持つ支援の困り感について—勤務経験者へのインタビューの分析から—, 福祉心理学研究, 15(1), 57-62, 2018.
- 37) 吉野直子: 学校・家庭・デイサービス間の信頼関係の構築—放課後等デイサービスのスタッフの視点を中心に—, 学校臨床心理学研究 (北海道教育大学大学院研究紀要), (12), 35-50, 2014.
- 38) 西原数馬, 阿部崇, 小曾根和子, 拓植雅義: 千葉県内知的障害特別支援学校による放課後等デイサービスとの情報交換・連携の取り組みに関する研究—学校側への調査と実践研究を通して—, 筑波大学特別支援教育研究, 12, 95-104, 2018.
- 39) 田村あかね, 和田充紀: 放課後等デイサービス事業所と通常学級との連携のあり方に関する調査研究, 教育実践研究 (富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要), (14), 131-140, 2019.
- 40) 吉岡恒生: 特別支援教育教員の放課後等デイサービスとの連携—質問紙調査を用いて—, 愛知教育大学研究報告 (教育科学編), (69), 19-27, 2020.

(2021年6月3日受理)

A Literature Review of Research on the After-School Care Service Centers for Children with Disabilities

Munetaka IZUMI

(Accepted Jun. 3, 2021)

Key words : after-school care service centers, children with disabilities, service user needs,
parental support, supporter expertise

Abstract

This paper examines researches on after-school care service centers for children with disabilities. This paper summarizes the purpose, objects, methods, achievements, issues, etc. of researches on after-school care service centers for children with disabilities to date. The literature was divided before and after the implementation of after-school care service centers, and verification was conducted before and after the institutionalization of after-school measures for children with disabilities. Furthermore, focusing on the survey target, we divided the researches into two groups ;those targeting service users and those targeting supporters survey research targeting supporters. The purpose was to clarify the research issues related to after-school care service centers by examining the needs of after-school care service centers, the content of support, and future after-school care service centers.

As a result of examining and analyzing the literature, it is necessary to conduct an interview survey targeting service users and supporters in order to examine the after-school care service centers.

Furthermore, it is necessary to conduct a questionnaire survey of parents who are service users to clarify “needs for child development support” and “parents’ needs for parent support on after-school care service centers”. Therefore, it can be said that the future research subject is to proceed with “hypothesis verification type research” which is a further development of the fact-finding survey.

Correspondence to : Munetaka IZUMI

Department of Community Welfare

Faculty of Human Health Sciences

Niimi University

1263-2 Nishigata, Niimi, 718-8585, Japan

E-mail : munetaka.izumi@niimi-u.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.31, No.1, 2021 1 – 16)